

## 循環型社会形成に向けた県の取組状況について

### 1 一般廃棄物の 3R の推進について

#### (1) 「もったいない・あおもり県民運動」の推進

##### ア 取組概要

環境への負荷の少ない持続可能な青森型社会の形成を目指し、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体がパートナーシップのもと、「もったいない」の意識を持って、環境に配慮した活動に取り組む、「もったいない・あおもり県民運動」の一層の推進を図るため、以下の取組を進めている。

平成 30 年度は以下の取組を実施した。

#### ① 推進会議の開催等

##### ア) もったいない・あおもり県民運動推進会議・行政部会合同会議の開催

県民運動の一層の取組推進を図るため、関係団体（60 団体）で構成する推進会議と市町村・一部事務組合で構成する行政部会の合同会議を平成 30 年 4 月 25 日（水）に開催した。会議では、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス・賢い選択）」に呼応して「COOL CHOICE あおもり宣言」を採択し、「COOL CHOICE あおもり」を合言葉に、県民運動の一層の充実・強化を進めることとした。

##### イ) もったいない・あおもり県民運動推進大会の開催

本県の環境を取り巻く課題の解決に向けて、県民総参加で 3R・省エネルギー等の環境配慮行動に取り組む気運醸成を図ることを目的として、平成 31 年 1 月 11 日（金）に開催した。

内容：基調講演「もったいないが未来を変える！ 食からはじめる“COOL CHOICE”」（講師：井出 留美 氏） 等  
参加者数：200 名

#### ② レジ袋の無料配布中止の推進

ごみ減量に努める契機とするため、事業者、事業者団体等の協力のもと、平成 20 年度からレジ袋の無料配布中止を推進しており、平成 30 年度は、102,952,056 枚のレジ袋が削減され、平成 20 年度からの累計では、1,063,756,862 枚のレジ袋が削減された。

##### 【平成 30 年度実績】

年 度	レジ袋削減枚数	削減石油量（ドラム缶換算）	削減 CO2 量
30 年度	102,952,056 枚	1,575,166 リットル（7,876 本）	4,664 トン
累計（20 年度～）	1,063,756,862 枚	18,847,614 リットル（94,238 本）	61,649 トン

※ 無料配布中止参加事業所数（平成 31 年 4 月 1 日現在）：

県内 59 事業者 322 店舗（前年度同期比：1 事業者減／2 店舗増）

③ 事業者を対象としたごみ減量・リサイクル推進講習会の開催

事業系ごみ減量対策としてごみ減量・リサイクル推進講習会を平成 30 年 6 月に県内 6 箇所で開催（計 633 事業所出席）し、事業系古紙のリサイクル等について周知を図った。

④ 古紙リサイクルの推進

ア) 古紙リサイクルエコステーションの利用促進

生活系紙ごみのリサイクルを促進するため、スーパーなどの事業者、子供会、町内会、PTA などの民間団体を対象として、平成 21～22 年度に実施した古紙の回収施設設置経費に係る補助事業で設置された、古紙リサイクルエコステーションについて、各種広報媒体を活用して利用促進を図った。

（平成 31 年 3 月 31 日現在 県内に 50 ヶ所 65 台設置）

【古紙リサイクルエコステーション回収実績】 (単位：kg)

年 度	紙 類	紙パック	合 計
21～25 年度	2,388,571	3,006	2,391,577
26 年度	577,653	1,696	579,349
27 年度	678,488	5,488	683,976
28 年度	557,723	3,901	561,624
29 年度	957,450	1,530	958,980
30 年度	817,066	1,860	818,926
累 計	5,976,951	17,481	5,994,432

また、平成 22 年度から毎年度(株)ユニバースから、「資源ごみ回収ステーション」の設置に対する、レジ袋無料配布中止による収益金の寄付の申出を受けており、平成 30 年度も市町村と調整を行い、民間団体等による「資源ごみ回収ステーション」の設置を促進した。

【平成 30 年度寄付実績】

7 団体・計 1,162 千円

（平成 22 年度からの累計：72 団体・計 10,404 千円）

イ) 古紙リサイクルセンターの利用促進

紙ごみや衣類などの再使用・再利用をさらに促進するため、古紙回収業者等の協力により、一般家庭や事業所からの古紙及び衣類をいつでも無料で受け入れることのできる古紙リサイクルセンターを県内 14 箇所に設置しており、各種広報媒体を活用して県民に対して利用促進を図った。

（平成 31 年 3 月 31 日現在：青森市 6 箇所、弘前市 3 箇所、十和田市 1 箇所、むつ市 2 箇所、つがる市 1 箇所、鶴田町 1 箇所に設置）

## 【回収実績】

(単位：kg)

年 度	段ボール	新 聞	雑誌・雑紙	紙パック	衣 類	合 計
23～25 年度	260,958	131,980	251,262	198	—	644,398
26 年度	164,957	84,967	152,756	67	—	402,747
27 年度	204,354	101,923	190,522	70	26,608	523,477
28 年度	214,045	117,282	213,621	112	39,631	584,691
29 年度	227,032	117,255	236,040	85	32,702	613,114
30 年度	225,374	125,152	229,923	92	36,322	616,863
累 計	1,296,720	678,559	1,274,124	624	135,263	3,385,290

## ウ) オフィス町内会の利用促進

平成 21 年度から、事業系古紙のリサイクルを推進し、事業系ごみの排出量を削減することを目的に、市町村と連携し、効率的に古紙回収を行う「オフィス町内会」のネットワークづくりを推進している。平成 30 年度も各種広報媒体を活用して、青森、弘前、西北五、十和田の 4 オフィス町内会への加盟促進及び利用促進を図った。

## 【会員数（令和元年 5 月 31 日現在）】

青森	: 211 事業所	(前年度同期比 12 事業所増)
弘前地区	: 400 事業所	(前年度同期比 27 事業所増)
西北五	: 79 事業所	(前年度同期比 1 事業所増)
十和田地区	: 129 事業所	(前年度同期比 1 事業所増)
合計	: 819 事業所	(前年度同期比 41 事業所増)

## 【回収実績】

(単位：kg)

年 度	青森	弘前地区	西北五	十和田地区	合 計
21～25 年度	854,680	266,071	78,300	346,152	1,545,203
26 年度	229,579	149,461	33,434	163,899	576,373
27 年度	229,063	228,776	46,490	174,813	679,142
28 年度	232,874	546,401	51,285	177,733	1,008,293
29 年度	249,514	523,558	77,605	198,604	1,049,281
30 年度	231,353	556,852	63,449	237,140	1,088,794
累 計	2,027,063	2,271,119	350,563	1,298,341	5,947,086

## ⑤ 衣類のリユース・リサイクルの推進

衣類のリユース・リサイクルは可燃ごみの減量化につながることから、市町村等による衣類回収が県内全域に広がるよう、補助事業等の実施やワーキング会議等の機会に取組を促し、平成 30 年度末現在、実施市町村が 26 市町村にまで拡大した。

また、平成 27 年度からは、県内 14 箇所の古紙リサイクルセンターでも衣類回収を実施しており、回収量は年々増加している。

## 【回収実績】

(単位：kg)

年 度	市町村	実施市町村	リサイクルセンター	合 計
26 年度	133,108	13	—	133,108
27 年度	373,083	18	23,308	396,391
28 年度	372,232	23	39,631	411,863
29 年度	448,696	24	32,702	481,398
30 年度	455,372	26	36,322	491,694
累 計	1,782,491	—	131,963	1,914,454

## イ 令和元年度取組内容

平成 30 年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 推進会議の開催等
- ② レジ袋の無料配布中止の推進
- ③ 事業者を対象としたごみ減量・リサイクル推進講習会の開催
- ④ 古紙リサイクルの推進
- ⑤ 衣類のリユース・リサイクルの推進

## (2) ごみ減量・リサイクルの推進【環境政策課】

## ア 取組概要

令和 2 年度までのごみ排出量及びリサイクル率の目標達成に向け、平成 30 年度まで実施した「3 R 推進機能ステップアップ事業」の後継事業として、市町村と連携した啓発イベント等による県民への強力な 3 R 啓発や、小学生向け 3 R チャレンジ事業を展開するとともに、事業者向けトップセミナー等の開催による 3 R 啓発を行うほか、市町村のごみ処理最適化に向けた主体的取組を促進・支援する。

平成 30 年度は「3 R 推進機能ステップアップ事業」で以下の取組を実施した。

## ① 3 R 推進ステップアップキャンペーンの実施

平成 30 年 6 月～7 月の 2 ヶ月間をキャンペーン期間として、期間中、テレビ CM 等による広報啓発、各種ガイドブックの作成・配布、古紙回収促進ウィーク（7 月 7 日～14 日）の展開等、雑紙の資源回収促進をはじめとした 3 R 推進に向けた県民への普及啓発を重点的に行った。

## ② 学童期からの 3 R 意識の醸成

ア) 県内全小学校の参加を得て、児童の夏休み期間中に「小学生雑紙回収チャレンジ」を実施し、参加児童 1 人当たりの回収量の多い上位 20 校をチャレンジ優秀校として表彰した。

イ) 小学生を対象として 3 R 推進に向けた標語コンテストを実施し、応募件数 1,391 件の中から、優秀作品 10 作品を表彰した。

【小学生雑紙回収チャレンジ実施状況】

年度	学校数	児童数	雑紙回収量
平成 27 年度	215 校	46,217 人	13,713kg
平成 28 年度	265 校	52,351 人	21,156kg
平成 29 年度	289 校	59,233 人	23,675kg
平成 30 年度	287 校	58,394 人	24,247kg

※ 雑紙回収量は報告のあった小学校の回収量の合計

③ 事業系一般廃棄物の 3 R の実践促進

事業系一般廃棄物の減量化実践を促進するため、「事業者のための 3 R 実践ガイドブック」を作成し、配布した。

④ 市町村等ワーキング会議の実施

市町村及び一部事務組合ごとのごみ処理の状況を整理した資料を配布し、ごみ処理の現状に関する認識の共有を図ったほか、3 R 推進のため県として重点的に取り組む事項や、各市町村におけるごみ処理の最適化に向けた取組について意見交換した。

(県内市町村の一般廃棄物処理の状況は別紙のとおり・参考資料 3 参照)

イ 令和元年度取組内容

① 県民の「ごみ減量チャレンジ」の推進

ア) 6 月から 10 月までの間「ごみ減量チャレンジ 980 キャンペーン」を展開し、市町村と連携した啓発イベントを開催するとともに、市町村による啓発活動の際にグッズ等を提供して支援を行う。

イ) 小学生雑紙回収チャレンジの後継事業として、県内小学校の協力を得て、小学生向けの 5 種類の 3 R 実践行動を記載した 3 R チャレンジブックを作成・配布し、学童期からの 3 R 意識の醸成を図る。

② 事業者の「ごみ減量チャレンジ」の推進

事業者向けトップセミナーを開催するとともに、多量排出事業者等の 3 R の取組促進を図るため、業種別勉強会及び市町村と連携した訪問指導等を実施する。

③ 市町村の「ごみ処理最適化」の推進

ア) 引き続き市町村及び一部事務組合とのワーキング会議を開催するとともに、市町村職員を対象とした「ごみ処理最適化研修会」を開催する。

イ) 行政が関与しない民間による資源回収量が近年増加していることから、市町村、民間資源回収事業者等による「3 R 推進地域ネットワーク会議」を県内 6 地区に設置し、官民連携の効果的な 3 R の取組を促進する。

### (3) 食品ロス削減・生ごみ減量強化事業【環境政策課】

#### ア 取組概要

本県のごみ減量・リサイクル推進には、生活系可燃ごみの約5割を占める生ごみの減量と再生利用の促進が課題となることから「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」の3つの「きる」の実践を促進するとともに「食べきり推進店・食べきり推進事業所」制度により、県全体の食品ロス削減に係る気運を高め、事業系食品ロスを削減するため<sup>さんまるいちまる</sup>3010運動の実践を促進している。

平成30年度は以下の取組を実施した。

#### ① 3つの「きる」キャラバン隊PR活動

食品を販売するスーパー等と連携し、買い物客を対象に3つの「きる」のPR活動を実施した。(計43回実施。うち12回は、食生活改善推進員が実施。)

#### ② あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定

あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定制度を創設し、認定事業者の募集を行うとともに、県民への周知及び利用促進を図った。

(平成31年3月31日現在 161事業所)

#### ③ 3010運動の普及啓発

市町村と連携し、ホテル等の飲食店を回り、食べきり推進オフィス・ショップ制度の周知を図るとともに、3010運動の周知を行うとともに、12～1月に、料理は食べきる強化月間を実施し、運動の実践を促進した。

#### イ 令和元年度取組内容

平成30年度に引き続き、以下の取組を実施している。

#### ① 3つの「きる」キャラバン隊PR活動

#### ② あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定

#### ③ 3010運動の普及啓発

### (4) 各種リサイクル制度に基づくリサイクルの推進【環境政策課】

#### ア 取組概要

#### ① 容器包装リサイクルの推進

平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が施行された(完全施行は平成12年4月)。

同法に基づき、平成28年6月に県内全市町村において、平成29年度からの5年間を期間とした「第八期分別収集促進計画」が策定され、県においても市町村の計画を集約し、県全体の容器包装廃棄物の排出量、収集量、分別収集の促進等に関する県の基本的方向を示す「第八期青森県分別収集促進計画」を平成28年8月に策定した。県はこの計画に基づき市町村における分別収集体制の整備について助言を行うなど、分別収集品目の拡大やリサイクル率の向上を図っている。

平成29年度の分別収集実績は約27,050トンと、「第八期分別収集促進計画」の計画収集量26,101トンの約104%となっている。

なお、ガラス類、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ダンボールについては全市町村で分別収集が実施されているが、その他プラスチック等については分別未実施の市町村も存在する。

【平成 29 年度分別収集実績】

(単位：トン)

	平成 28 年度	平成 29 年度	増減	分別実施市町村数
無色ガラス	2,779.51	2,749.30	△30.21	40
茶色ガラス	3,754.50	3,653.84	△100.66	40
その他ガラス	3,878.94	3,756.60	△122.34	40
ペットボトル	3,001.24	3,005.63	4.39	40
その他プラスチック	2,492.96	2,636.41	143.45	23
紙製容器包装	1,590.82	1,545.25	△45.57	24
スチール缶	2,096.46	2,009.66	△86.80	40
アルミ缶	1,992.05	1,969.09	△22.96	40
紙パック	97.27	101.04	3.77	32
ダンボール	5,743.48	5,622.85	△120.63	40
合 計	27,427.23	27,049.67	△377.56	—

② 家電リサイクルの推進

平成 13 年 4 月に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行され、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目について、排出者には廃棄の際の収集運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者には排出者からの引取り及び製造業者等への引渡し、製造業者等には再商品化等がそれぞれ義務付けられた。県は、排出者となる県民に対して、法律の趣旨や仕組み、不法投棄防止に関する広報・啓発を行っている。

県内には、家電リサイクル法による指定引取場所が 7 ヶ所、リサイクル施設が 1 ヶ所設置されており、県内の指定引取場所における平成 30 年度の引取台数は約 11 万 9 千台であり、前年度と比較して約 6.3%増加している。

一方、家電製品の不法投棄は後を絶たず、平成 30 年度の県内における不法投棄台数は 965 台となっている。

【県内の指定引取場所における引取台数】

(単位：台)

年度	エアコン	テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）	電気冷蔵庫・冷凍庫	電気洗濯機・衣類乾燥機	合計
H26	6,810	33,693	30,523	29,442	100,468
H27	6,988	27,700	27,351	28,360	90,399
H28	8,315	32,805	30,811	31,636	103,567
H29	9,102	35,940	32,899	33,717	111,658
H30	11,246	37,103	34,963	35,327	118,639
累計	42,461	167,241	156,547	158,482	524,731

【県内における家電製品の不法投棄状況】

(単位：台)

年度	エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶・プラズ マ式テレビ	電気冷蔵庫・ 冷凍庫	電気洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
H25	5	993	13	168	106	1,285
H26	8	769	35	195	137	1,144
H27	12	746	59	147	154	1,118
H28	12	819	80	178	147	1,236
H29	8	572	100	156	129	965
累計	45	3,899	287	844	673	5,748

③ パソコンリサイクルの推進

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、事業所から排出されるパソコンについては平成13年4月から、家庭から排出されるパソコンについては平成15年10月から、それぞれメーカーによる自主回収・再資源化が行われている。

県は、メーカーによる自主回収・再資源化が円滑に行われるよう、パソコンリサイクル制度について市町村や県民に対し、広報・啓発を行っている。

④ 自動車リサイクルの推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、平成17年1月から自動車のリサイクルが本格的に実施されている。

同法に基づき、自動車メーカー・輸入業者は、シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル、カーエアコンのフロン類の破壊を行うが、こうしたリサイクルに必要な料金は、自動車の所有者が、原則として新車購入時又は継続検査時に負担することとなっている。

自動車のリサイクルに関わる事業者として、使用済自動車を所有者から引き取る「引取業者」及びフロン類の回収を行う「フロン類回収業者」については県等への登録が、使用済自動車から部品を取る「解体業者」及び解体後の自動車を破砕して金属等を回収する「破砕業者」については県等の許可がそれぞれ必要となることから、県では、関係事業者の登録・許可を円滑に進めるとともに、県民に対し、法律の趣旨や制度内容を周知するため、ホームページにおける情報提供などの広報・啓発を行っている。なお、中核市である青森市と八戸市の市内で業を行う者に係る登録・許可業務は、それぞれの市が実施している。



### 【登録・許可業者数】

区 分	業者数
引取業の登録	199
フロン類回収業の登録	92
解体業の許可	36
破砕業の許可	4

(令和元年7月1日現在・青森市、八戸市の登録・許可数を除く)

### ⑤ 小型家電リサイクルの推進

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、平成25年4月から、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電のリサイクルが行われている。

同法は、資源の有効利用と環境汚染の防止を目的とし、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、各市町村の実情に合わせた形でリサイクルを実施するという促進型となっており、県内では平成28年度から、全市町村で小型家電の回収が行われている。

また、小型家電リサイクル推進のため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連して実施されていた「都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト」に、県内38市町村が参加していた。

県は、小型家電の回収・再資源化が円滑に行われるよう、小型家電リサイクル制度について、県民に対し広報・啓発を行っている。

### 【県内の使用済小型電子機器等の回収実績】（単位：kg）

年 度	県合計
平成25年度	58,636
平成26年度	172,766
平成27年度	254,311
平成28年度	493,620
平成29年度	608,921
累 計	1,588,254

### イ 令和元年度取組内容

平成30年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 容器包装リサイクルの推進
- ② 家電リサイクルの推進
- ③ パソコンリサイクルの推進
- ④ 自動車リサイクルの推進
- ⑤ 小型家電リサイクルの推進

## (5) 「COOL CHOICE あおもり」の推進【環境政策課】

### ア 取組概要

#### ① 「COOL CHOICE あおもり」スタートダッシュ事業

平成 30 年 3 月に改定した青森県地球温暖化対策推進計画で設定した新たな温室効果ガス削減目標の達成に向け、4 月 25 日（水）開催の「もったいない・あおもり県民運動推進会議・行政部会合同会議」で「COOL CHOICE あおもり宣言」を共同採択したほか、「COOL CHOICE あおもり」を合言葉に、省エネルギーなどの地球温暖化対策を一層進めるとともに、ごみの減量、リサイクルなどの環境配慮行動の実践及び普及について、県民総参加により連携・協力して取り組むため、市町村等と連携しながら「COOL CHOICE あおもり」への賛同を県民・事業者に呼びかけるローラー作戦を県内各地で実施した。

#### ② 家庭のエコ活促進事業

子育て世帯をターゲットとして、啓発ツールを活用した「エコ活サロン」を開催したほか、環境配慮活動に取り組む「エコ商店街」と連携して「クール・ウォームシェアスポットラリー」を実施した。

#### ③ あおもりエコの環スマイルプロジェクトの推進等

県民・事業者、学校・団体それぞれが環境配慮行動に取り組むとともに、相互に連携・協力しながら、地域全体のエコにつなげることを目的とする「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」を推進したほか、「あおもり E C O にこオフィス・ショップ」に加え、環境配慮活動に取り組む商店街や食品ロス削減に取り組む事業所等を認定する「エコ商店街」及び「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」認定制度を新設した。

また、環境配慮行動に取り組む事業所等をフェイスブック等で積極的に紹介して取組を見える化したほか、特に優良な取組を行っている事業者等を表彰した。

<あおもりエコの環スマイルプロジェクト参加者、団体数（平成 31 年 3 月末現在）>

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ・参加事業所 1,206 事業所 | ・参加団体 87 団体    |
| ・参加校 28 校        | ・参加県民数 5,519 人 |

### イ 令和元年度取組内容

平成 30 年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 「COOL CHOICE あおもり」スタートダッシュ事業
- ② 家庭のエコ活促進事業
- ③ あおもりエコの環スマイルプロジェクトの推進等

## 2 産業廃棄物の3Rの推進について

### (1) 産業廃棄物の3Rの推進【環境保全課】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、その事業活動に伴い多量の(特別管理)産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその処理計画の実施の状況について都道府県知事等への報告が義務付けられている。

また、都道府県知事等は、事業者から報告された内容について、事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化への取組を促進するため、同法に基づきインターネット上に公表している。

多量排出事業者の再生利用状況 (単位：t)

区分		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後再生利用した量	再生利用業者への委託量
H28年度	産廃	2,723,579	17,326	227,796	556,338
	特管産廃	13,317	609	0	6,021
H27年度	産廃	4,290,133	20,736	199,472	611,248
	特管産廃	10,979	519	0	5,913

(青森市(H27,28年度)及び八戸市(H28年度)所管分を含む。)

### (2) 建設リサイクル関連対策について【整備企画課】

#### ア 取組概要

平成28年7月に「東北地方における建設リサイクル推進計画2016(国土交通省)」が策定されたことを受け、当該計画や「建設リサイクル推進計画2014(国土交通省)」との整合を図り、施策や計画期間、目標値等を見直し、平成30年3月に「青森県建設リサイクル推進行動計画」を改定した。

【参考】青森県建設リサイクル推進行動計画の目標値(%)

		実績値 H26年度	目標値 H31年度
建設廃棄物	再資源化・縮減率	96.4	96%以上
アスファルト塊	再資源化率	99.0	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	43.4	90%以上
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	28.0	60%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.9	95%以上
建設発生土	有効利用率	59.9	80%以上

※ 再資源化・縮減率：廃棄物を再資源化又は焼却・乾燥等による縮減を行った割合

## イ 令和元年度取組内容

### ① 建設副産物情報交換システム等の活用

#### ア) 建設副産物情報交換システム

各種事業主体の工事情報や、再生資源化施設等の処理施設情報を一元的に管理運用するもので、工事発注者、排出事業者及び処理事業者間の情報交換により、建設副産物の需給の可視化、適正処理及び再資源化の推進を図る。

#### イ) 建設発生土の官民有効利用の試行マッチング

公共工事及び民間工事に伴う建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化を図るため、官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチング調査に必要となる情報提供を行う。

#### ウ) 伐木・伐根材発生情報提供システム

工事に伴い発生する伐木・伐根材の発生情報を青森県庁ホームページで公表し、一般の希望者へ提供することで有効利用を図る。

### ② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施

適正な分別解体の実施の推進を図るため、環境部局や青森県解体工事業協会、青森県産業廃棄物協会との合同パトロールを年2回実施する。

### ③ 建設副産物に関する広報活動

建設リサイクル法の概要等を青森県庁ホームページへ掲載する。

## ウ 施策の効果及び課題

### ① 建設副産物情報交換システム等の活用

建設リサイクルを推進するうえで建設副産物の発生に関する情報共有が欠かせないことから、(一財)日本建設情報総合センターが運営する建設副産物情報交換システムを利用した情報交換が必要であり、本システムを未利用の県内各市町村にも利用を呼びかける等、建設リサイクルの更なる推進に努める必要がある。

### ② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施

年2回実施している合同パトロールでは、未だに解体工事に係る標識の不掲示等が確認されている。現場巡回の充実及び環境部局との更なる連携強化を図り、適正な分別解体が実施されるよう努める必要がある。

### ③ 建設副産物に関する広報活動

建設業や解体工事業関係者に対し、建設リサイクル法関係の手続きなど建設副産物における適正な取扱いについて、引き続き青森県庁ホームページへの掲載や各種会議等を通じて周知を図る必要がある。

### 3 リサイクル関連産業の振興について

#### (1) リサイクル製品の認定、使用の推進について【環境政策課】

##### ア 取組概要

平成 17 年 3 月に制定した「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(17 年 9 月施行)に基づき、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、一定の要件に適合するリサイクル製品を知事が認定し、認定リサイクル製品の使用を推進している。

認定数：平成 30 年度上半期 25 製品(新規 2、更新 23)  
下半期 240 製品(新規 10、更新 230)  
累計 368 製品(平成 31 年 4 月現在)

##### イ 令和元年度取組内容

###### ① リサイクル製品認定事業

製品募集：年 2 回(5 月、11 月)

審査：学識経験者等で構成するリサイクル製品認定審査会における意見聴取等により審査。

###### ② リサイクル産業支援セミナー

循環型社会の形成に向け、県内のリサイクル産業の育成・振興を図るため、「リサイクル産業支援セミナー」を開催。(令和元年 10 月 23 日開催予定)

##### ウ 施策の効果及び課題

リサイクル製品認定制度開始後、認定製品数は順調に増加しており、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進につながっている。

なお、県の行う工事又は物品の調達における使用の推進を図るため、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を策定し、平成 20 年 4 月から運用を開始している。

#### (2) バイオマス資源を活用した事業化の促進等について【地域産業課】

##### ア 取組概要

農商工の連携による産業振興を推進することを目的として、平成 29 年 2 月に策定した「あおり農商工連携推進プラン」においては、重点分野の 1 つとしてバイオマスを掲げ、バイオマスを活用した事業化の促進に取り組むこととしている。

##### イ 令和元年度取組内容

###### ① 農商工連携推進セミナーの運営等

県内のバイオマス関連事業者やバイオマスに興味を持っている者を対象とした「あおり農商工連携推進セミナー」において、バイオマス関連産業に関するセミナーを実施する。

###### ② 農商工連携による取組に対する専門家派遣

農林漁業者と中小企業者等が連携して事業化に取り組む際に生じる課題等に対して、専門的な知見を有する専門家を派遣する。

### ③ 「あおり農商工連携ファンド」による助成

農林漁業者と中小企業者等で構成する連携体に取り組む商品開発や販路開拓等の取組に対して助成金を交付する。

なお、本事業は令和元年度をもって終了し、令和2年度からは、（公財）21 あおり産業総合支援センターで実施している 21 あおり未来チャレンジ助成事業において、農商工連携の取組に対する支援を継続していく予定としている。

### ウ 施策の効果及び課題

バイオマス関連産業の創出は、本県が有する豊富な地域資源の有効活用という観点からも極めて重要であると考えられることから、今後も引き続き、（公財）21 あおり産業総合支援センターや（地独）青森県産業技術センターをはじめとする関係機関と連携しながら、バイオマスを活用した新たな事業化の促進に取り組んでいく。

## (3) 「バイオマス活用推進計画」について【農林水産政策課】

### ア 取組概要

本県は、農林水産業の生産活動が活発なことから、稲わらや家畜排せつ物、りんご剪定枝、りんご搾りかす、間伐材、ホタテ貝殻など多様なバイオマスが発生している。

#### <バイオマス利用率>

(単位:%)

区分	基準年 (H21)	現状	目標年 (H32)
稲わら	97.4	98.8 (H30)	100.0
もみ殻	87.9	98.5 (H26)	100.0
りんご剪定枝	70.2	70.0 (H30)	73.0
りんご搾りかす	98.4	93.4 (H29)	100.0
間伐材	24.6	65.8 (H29)	34.6
製材残材	93.0	92.3 (H25)	93.0

区分	基準年 (H21)	現状	目標年 (H32)
ホタテ貝殻	60.0	61.0 (H29)	80.0
家畜排泄物	80.5	80.5 (H26)	80.5
下水汚泥	99.6	91.7 (H29)	99.6
農業集落排水汚泥	49.7	72.2 (H30)	60.0
計	86.1	-	89.5

※基準年及び目標年の値は青森県バイオマス活用推進計画、現状の値は所管課からの報告に基づく

### イ 令和元年度取組内容

平成23年12月に策定した「青森県バイオマス活用推進計画」に基づき、国の補助事業等を利用しながら、民間事業者等のバイオマス活用に向けた取組を支援している。

基本方針	項目	内容
あおり型循環システムの構築	低コストな活用システムの構築	地産地消型バイオマスの構築
	農山漁村における活用の促進	農業用ハウスや土づくり等と連携した農山漁村での利用促進

基本方針	項目	内容
バイオマスを基軸とする新たな産業の振興	バイオマスを基軸とする6次産業化	6次産業化による農山漁村における新たな付加価値の創出
	新たな需要と供給の創出による循環型社会の形成	カスケード利用の推進とコミュニティビジネス手法等の活用
	バイオマス活用技術の開発と普及	バイオマス発電などの新たな技術の導入、整備
持続可能な取組に向けた推進体制の構築	関係機関等の連携・協力の強化	関係機関が連携したバイオマスの活用推進

## ウ 施策の効果及び課題

### ① 効果

- ・これまでの施策により、バイオマスの活用に向けた意識が向上し、12の市町村がバイオマスタウン構想を策定した。
- ・平成28年10月に平川市が、平成29年10月に西目屋村が国のバイオマス産業都市構想に認定されるなど、市町村が独自に、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、エネルギー循環型のまちづくりに取り組んでいる。
- ・間伐材やりんご剪定枝を活用した木質バイオマス発電施設が整備されたほか、廃食用油を利用したBDFや、ホタテ貝殻からの凍結防止剤、木質ペレット製造などの施設が整備された。

### ② 課題

稲わらや家畜排せつ物、りんご搾りかすについては、8割以上が堆肥などとして利用されているが、間伐材やりんご剪定枝、ホタテ貝殻などは、流通コストが嵩むことや、安価な製品と競合することなどから、現状では採算性の確保が難しく利用率が低い状況にある。

### ③ 今後の方向性について

安価な製品との競合等により利用率が低迷しているバイオマスについては、地産地消型の低コストな取組を推進するとともに、バイオマス発電などの付加価値の高い新たな取組についても、変換技術の進展状況や国の助成制度等を注視しながら、民間事業者等における技術導入の支援を行っていく。

## (4) バイオマス資源（稲わら）の利活用について【食の安全・安心推進課】

### ア 取組概要

「日本一健康な土づくり運動」に基づき、稲わらの水田へのすき込みによる土づくりを推進するとともに、平成22年の「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」制定を受け、県産稲わらの有効利用促進に向けて県内畜産農家等の実需者とのマッチングに取り組んできた。

国内では、中国産稲わらが流通している一方で、安全で良質な国産稲わらに対するニーズが高いことから、県内の稲わらロールの高品質化や稲わら収集事業者の育成・確保が求められている。

## イ 令和元年度取組内容〈あおり型稲わら有効利用促進事業〉

- ① 稲わら収集事業者の育成・確保に向けた、稲わら収集技術体系マニュアル検討
- ② 稲わら焼却防止と有効利用加速化に向けた啓発・指導及びマッチング支援

## ウ 施策の効果及び課題

収集技術体系マニュアルを作成することにより、新たに稲わら収集に取り組む農家を早期に高品質な稲わらロールを生産する事業者として育成できる。

そのためには、

- ① モデル実証ほを設置し、集草機械の作業性や稲わらロールの品質についての調査を実施
- ② 調査結果等を研修会を通じて、米の生産者、稲わら収集業者と情報共有し、「商品としての稲わら」の意識醸成を図り、稲わらの有効利用を促進
- ③ 稲わら収集の収益性が不明であるため、稲わら収集事業者に対して、収益性に関する実態調査を行い、経営指標を作成

等の取組を行っていく。

## (5) バイオマス資源（施設園芸等）の利活用について【農産園芸課】

### ア 取組概要

冬期間の施設の利用拡大と農業所得の向上を図るため、冬の農業の生産拡大を図ってきたが、近年、燃油価格の大幅な変動や生産資材の価格上昇などにより、加温による施設栽培の面積は徐々に減少している。

## イ 令和元年度取組内容

### ① 冬の農業生産拡大推進事業（うち、ハウスの省エネ資材・設備の展示・PR）

#### ア) 事業の概要

（地独）青森県産業技術センター農林総合研究所の参観デー及び野菜研究所の公開デーにおいて、農業者に石油に代わる地域エネルギーを活用した暖房機器等を展示・PRすることによって、生産者の施設等への導入に関する意識啓発を図る。

#### イ) 事業の実施状況

期日	会場	展示内容
令和元年 9月9日	(地独)青森県産業技術センター野菜研究所	木質ペレットストーブ等
令和元年 9月5日、6日	(地独)青森県産業技術センター農林総合研究所	木質ペレットストーブ等

### ② 産地パワーアップ事業費補助（国庫 ハード事業）

#### ア) 事業の概要

地域の営農戦略に基づいて実施する、産地の高収益化に向けた農業機械や資材等の導入を支援する。



イ) 事業の実施状況

補助金額計	取組主体	事業内容	補助率
(R1 予算) 64,890 千円	農業者、農業者の組織する団体等	植付機、収穫機、選別機、パイプハウス、バイオマスボイラー等の導入支援	1/2

ウ 施策の効果及び課題

石油に代わる地域エネルギーの活用を推進した結果、野菜栽培においてバイオマスエネルギーを導入する事例もみられているが、設備が高額であることから慎重な動きとなっている。

このため、今後、バイオマスの利活用に向けては、引き続き、補助事業の活用のほか、高収益品目の導入推進が必要である。

(6) ホタテ貝殻のリサイクルについて【水産振興課】

ア 取組概要

近年、ホタテ貝殻は、3万6,000トン～5万6,000トン前後発生し、このうち、年間2万2,000トン～4万2,000トン前後が暗きょ資材や骨材として利用されるほか、土壌改良材、貝殻粉末製品等として活用されており、リサイクル率は3年平均で約64%となっている。

ホタテ貝殻リサイクルの現状 (数量単位：トン、%)

項目\年度	27年度	28年度	29年度	3ヶ年平均
カキ養殖用採苗器	3,481	2,104	1,072	2,219
水質浄化剤(中和剤)	0	0	0	0
暗きょ資材	14,051	31,474	10,491	18,672
土壌改良材	2,530	4,190	3,740	3,486
埋立柱	1,432	89	0	507
骨材	3,887	3,380	3,809	3,692
漁場造成	916	0	0	305
その他建設資材	0	0	0	0
貝殻粉末製品	346	690	2,556	1,197
合計(a)	26,643	41,927	21,668	30,079
貝殻発生量※1(b)	48,533	55,745	35,507	46,595
リサイクル率※2(%)	54.9	75.2	61.0	63.7

※1 貝殻発生量は、ホタテガイ生産量×0.5

※2 リサイクル率 (a) / (b) ×100

イ 令和元年度取組内容

- ① 県内のほたて加工業者及び貝殻処理組合への貝殻利用実績の把握
- ② 貝殻の入手先等に関する問い合わせに対する情報提供

ウ 施策の効果及び課題

骨材への利用は比較的安定している一方で、暗きょ資材への利用は変動が大きく、全体の利用率に影響している。

また、近年、中国へのホタテガイの輸出が伸びており、平成 29 年には輸出量が 1 万 2,000 トンを超え、貝殻付きで輸出されていることから、海外へ移出する貝殻も相当量あるものと考えられる。

(7) バイオマス資源（発電・熱利用等）の利活用について【エネルギー開発振興課】

ア 取組概要

バイオマス発電については、平成 24 年 7 月の F I T（再生可能エネルギー固定価格買取）制度導入以後、大規模な商用設備が導入されるなど、県内における取組が進展してきている。

【参考】バイオマス発電に係る県内の FIT 導入状況（資源エネルギー庁公表データ）

単位：kW

年月	バイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）						計
	メタン発酵 ガス	未利用木質		一般木質・ 農作物残さ	建設廃材	一般廃棄物 ・木質以外	
		2,000kW 未満	2,000kW 以上				
H25.3(2013)	0	0	0	0	0	0	0
H26.3(2014)	0	0	0	0	0	0	0
H27.3(2015)	0	0	0	0	0	6,624	6,624
H28.3(2016)	210	0	6,250	0	0	6,624	13,084
H29.3(2017)	960	0	6,250	0	0	6,624	13,834
H30.3(2018)	960	0	6,250	12,400	0	6,624	26,234
H31.3(2019)	980	0	6,250	12,400	0	6,657	26,287

イ 令和元年度取組内容

① 未利用熱活用モデル構築事業

廃棄物焼却施設や熱利用工場等からの排熱といった未利用熱資源を有効活用し、エネルギーの地産地消を図るため、研究開発が進展している蓄熱材等の新技術を活用した未利用熱活用モデルを構築する。

② 地域エネルギー事業ステップアップ支援事業

スマートコミュニティの創出を目指し、その基幹となる地域エネルギー事業の構築やステップアップ、これらを担う人材の育成を図るため、地域と県内大学との域学連携による案件形成の促進及び取組の高度化等の支援に取り組む。

ア) 地域エネルギー事業研修講座の開催（学生、自治体、民間等対象）

イ) 域学連携による実践的案件的形成の促進（調査研究委託 1,500 千円×4 件）

ウ) 案件形成の高度化に向けた支援体制の整備（アドバイザー派遣）

ウ 施策の効果及び課題

① 効果

- ・未利用熱の活用による関連産業の振興と省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減
- ・エネルギー地産地消化による地域内経済循環の形成
- ・地域エネルギー事業者（資源供給、小売事業、メンテナンス事業等）の創出による産業振興

## ② 課題

- ・ 高圧系統の送電容量不足とこれに対応したバイオマスシステムの導入
- ・ 地域でのエネルギー利用に関する専門知識や事業実施主体の不足
- ・ 経済性に見合うバイオマス収集方法の確立
- ・ 地域が主導する形での熱電併給によるバイオマス事業の拡大
- ・ 売電に依存しない自家消費を目的としたバイオマス事業の導入 等

## 4 環境公共の推進について【農村整備課】

### (1) 取組概要

農林水産部の公共事業への未利用資源（ホタテ貝殻、間伐材等）の活用にあたっては、経済性や地域の要望等を考慮の上、可能な限り多くの事業実施地区において取り組むこととしている。

### (2) 令和元年度取組内容（農林水産公共事業）

#### ア 事業の概要

- ・ 農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業全般（例えば、ほ場整備、草地整備、水源林造成、藻場造成など）

#### イ 事業の実施状況

- ・ ほ場整備事業等の暗渠排水資材にホタテ貝殻を活用  
事業主体：青森県（8地区）
- ・ 農道の舗装の一部にホタテ貝殻を活用  
事業主体：青森県（1地区）
- ・ 水路改修事業で水路横断の丸太橋に間伐材を活用  
事業主体：青森県（1地区）
- ・ 復旧治山事業等の残存型枠等として間伐材を活用  
事業主体：青森県（10地区）
- ・ 海岸防災林造成事業の静砂工・防風工に間伐材を活用  
事業実施主体：青森県（6地区）
- ・ 水産生産事業等の工事看板に間伐材を活用  
事業主体：青森県（29地区）

### (3) 施策の効果及び課題

農林水産部の公共事業における未利用資源の利用促進を通して、農業・林業・水産業の各分野が連携することで、環境と調和した持続可能で循環型の農林水産業に向けた取組が広がる。

## 5 廃棄物の適正処理の推進について

### (1) 一般廃棄物の適正処理の推進【環境政策課】

#### ア 取組概要

空き缶等のポイ捨て・散乱が良好な生活環境や景観を損なっていることから、平成9年に「青森県空き缶等散乱防止条例」を制定した（平成10年4月施行）。

本条例では、自然公園や都市公園等、特に重点的に空き缶等の散乱防止を図る必要がある地区を、市町村の申請に基づき、「空き缶等散乱防止重点地区」として指定しており、現在、三内丸山遺跡、白神山地周辺、十和田湖周辺、つがる国定公園、下北半島国定公園等の29地区（18市町村）を指定している。また、条例に基づき、毎年5月と9月を空き缶等散乱防止月間として、同月間を中心に県民に対する広報・啓発を行っている。

平成30年度は以下の取組を実施した。

#### ① 小学生向け意識啓発冊子の作成・配布

各市町村の要望部数に応じて啓発冊子を作成し、配布した。

#### ② 青い森鉄道車内における広告掲載

中吊りポスターを作成し、7月から8月にかけての1ヶ月間、車内に掲示して行楽地に向かう県民への普及啓発を図った。

#### イ 令和元年度取組内容

平成30年度に引き続き、以下の取組を実施している。

#### ① 小学生向け意識啓発冊子の作成・配布

#### ② 青い森鉄道車内における広告掲載

### (2) 産業廃棄物の適正処理の推進【環境保全課】

#### ア 産業廃棄物処理業者等への立入検査・指導状況について

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設及び排出事業者に対して立入検査等を実施している。

主な不適正事項は、帳簿の不備や施設の維持管理が不適切なケース等で、指導に従い是正がなされない場合は、改善命令や措置命令等の行政命令、産業廃棄物処理業の許可取消しや事業の停止等の行政処分を行っている。

また、毎年度、県内各地で、排出事業者等を対象とした廃棄物処理法に関する説明会を開催し、知識の普及等に努めている。

なお、立入検査の実施状況及び説明会の開催状況は次ページの表のとおりである。

産業廃棄物処理施設等立入検査状況（H30年度）

年度	検査対象	立入検査 件数	指導 件数	措置状況		
				行政処分	行政命令	その他
H30年度	産業廃棄物処理業者	524	180	4	0	176
	産業廃棄物処理施設	335	23	0	0	23
	産業廃棄物排出事業所	1,125	392	0	0	392
計		1,984	595	4	0	591
H29年度	産業廃棄物処理業者	466	153	4	0	149
	産業廃棄物処理施設	324	53	2	0	51
	産業廃棄物排出事業所	1,369	395	0	0	395
計		2,015	601	6	0	595

（青森市及び八戸市所管分を含む。）

廃棄物処理法説明会の開催状況

（単位：人）

開催地	H29参加人数	H30参加人数
青森会場	98	155
弘前会場	79	95
八戸会場	106	132
五所川原会場	50	88
十和田会場	79	115
むつ会場	23	48
計	435	633

（３）PCBの適正処理の推進について【環境保全課】

ア PCB廃棄物処理対策

PCB廃棄物の適正処理については、青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成18年5月策定、平成29年10月変更）に基づき、毎年度処理実施計画を定め、計画的に処理を推進する。

イ PCB廃棄物保管事業者等への立入検査・指導

PCB廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）に基づく立入検査を計画的に実施しているところであり、PCB廃棄物の保管状況等を把握するとともに、確実かつ適正な処理について指導している。

高濃度PCB廃棄物の処分期限が迫る中、県では令和元年度から2か年の事業として「PCB期限内処分加速化事業」を実施し、安定器や塗膜、X線機器等へのPCB使用の実態を調査するとともに、PCB専門員の配置による立入検査の強化や広報活動の実施など、期限内処分に向けた取組を加速させることとしている。

### PCB廃棄物保管届出及び立入検査状況

年度	届出件数			立入検査 件数
	保管及び処分	保管事業場変更	承継	
H30年度	367	9	0	164
H29年度	356	1	0	245

(青森市及び八戸市所管分を除く。)

#### (4) 優良産廃処理業者認定状況について【環境保全課】

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が審査し、認定する制度であり、優良な産業廃棄物処理業者への優遇措置や排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境の整備を通じて、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。

#### 優良産廃処理業者の認定状況

認定年度	認定件数
H30	41
H29	39

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

#### (5) 災害により発生した廃棄物の適正処理【環境政策課】

##### ア 取組概要

災害により大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、県内市町村、関係機関等と連携を図りながら、その適正かつ円滑・迅速な処理の推進を図るため、平成30年3月に「青森県災害廃棄物処理計画」を策定した。計画の実効性を高めるため、災害廃棄物の処理責任を有する市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、市町村等を対象に災害廃棄物処理の核となる人材育成等を図っている。

平成30年度は以下の取組を実施した。

##### ① 市町村計画の策定促進

市町村担当課長会議や市町村等ワーキング会議等の機会を活用して、市町村の災害廃棄物処理対策への取組を促した。

(令和元年9月末現在策定済：青森市・八戸市・今別町)

##### ② 教育訓練等の実施

平成30年11月に市町村・一部事務組合職員を対象として、災害廃棄物処理経験を持つ自治体職員による講演及び、東北地方環境事務所の人材育成事業を活用して、災害発生後初動期における災害廃棄物処理に係る図上演習を実施した。

## イ 令和元年度取組内容

平成 30 年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 市町村計画の策定促進
- ② 教育訓練等の実施

研修会については、市町村職員のほか、県と災害廃棄物処理に関する協定を締結している関係団体等の職員にも対象を拡大していく予定。

## (3) 海岸漂着物等対策【環境政策課】

### ア 取組概要

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが深刻化しており、大量の漂着物の処理が大きな課題となっていたことから、国では平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法を施行し、国や県など各関係主体の役割や処理責任を明示するとともに、漂着ごみの処理に必要な財源措置を国が行うこととした。

本県においても、漂着ごみの回収や処理が課題となっていたことから、有識者、民間団体、行政機関で構成する「青森県海岸漂着物等対策推進協議会」を設置するとともに、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成 23 年 3 月に策定した。

県では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域や関係者の役割分担及び相互協力に関する事項など、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向を定めた同計画に基づき、国による財源措置を活用して県及び市町村の管理区域における漂着ごみの回収・処理事業を実施している。

平成 30 年度は以下の取組を実施した。

#### ① 海洋ごみの発生抑制に係る啓発

海洋ごみ発生の原因の一つは空き缶、ペットボトル等のポイ捨てであることから、ポイ捨て防止に向けた県民意識の醸成のため、海洋ごみ等の発生抑制に係る啓発として、テレビ・ラジオ広報及び青い森鉄道の車内広告掲示等を行った。

#### ② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催

海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図るため、同協議会を開催し、関係者間で取組状況を確認するとともに次年度の対応等を協議した。

#### ③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理

海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収・処理を行う 19 市町村に対して補助金を交付した。また、朝鮮半島からのものと推定される木造船が本県沿岸に多数漂着したことから、木造船を処理する市町村に対して補助金を追加交付するとともに、迅速な処理を可能とするため、補助金交付要綱を改正した。

##### 【交付市町村】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、階上町

### 【補助率】

県管理海岸：10/10

市町村管理海岸：過疎地域等 8/10、その他の地域 7/10

※ なお、朝鮮半島からのものと思料される漂着船の処理については、平成 29 年度から国の補助率がかさ上げされており、地方負担分に対する特別交付税措置の割合も 8 割から 10 割に引き上げられた。

## イ 令和元年度取組内容

平成 30 年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 海洋ごみの発生抑制対策
- ② 青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催
- ③ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理

### 【補助金交付予定市町村（19 市町村）】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、蓬田村、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、階上町

## 6 不法投棄対策の推進について【環境保全課】

産業廃棄物の不法投棄等の対策については、未然防止と早期発見・早期解決が重要であり、県では、市町村や関係機関と連携・協力しながら、各種の取組を実施している。

### （1）未然防止の取組

県民や事業者を対象に、不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施や廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、ラジオ広報などにより意識啓発を図っている。また、産業廃棄物の不法投棄の多くが建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物であることを踏まえ、平成29年4月から、建設・解体工事の元請業者に対し、産業廃棄物処分業者への引渡しに係る報告を求める、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用している。

さらに、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政、県民の各主体が取り組むべき事項を明らかにするため、県、青森市、弘前市、八戸市及び民間団体とで構成される青森県建設系廃棄物適正処理推進会議において、昨年12月に青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定した。

### （2）早期発見のための取組

平日の巡回監視に加えて、休日や早朝・夜間のパトロールを行っているほか、警察や国土交通省と連携した廃棄物積載車両の点検、県が保有するドローン及び警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄の多発地域への監視カメラの設置を行っている。また、市町村に不法投棄監視員計69名を配置して、地域に密着したきめ細やかな監視を実施している。

県としては、これらの取組を着実に進めることにより、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期解決に努めていく。



## 7 環境教育・環境学習の推進について【環境政策課】

### (1) 取組概要

平成 30 年度は以下の取組を実施した。

#### ① 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進

地域資源を活用した体験型の環境教育を促進するため、県内の NPO 法人等が企画提案した「親子で楽しく学ぶ体験型環境教育プラン」の中から、5 月開催の公開コンペで優秀提案 4 件を選定し、7 月から 10 月にかけてモデル事業として実施した。

また、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」認定制度の普及啓発を図るため、各種イベントでのチラシの配布及び県のホームページでの制度紹介を行った。

#### ② 大学との連携による環境人財の育成

環境保全活動や環境教育等の担い手となる若者（大学生）を育成するため、青森大学に委託し、学生の環境保全活動等に関する意識調査や、大学と地域の NPO 等との協働による環境セミナーなどを行った。

#### ③ 環境出前講座実施事業

環境教育専門員（37 名）と県内 3 地区の環境 NPO 法人、県との協働により、県内の小学校で環境出前講座を 109 回実施した。

#### ④ 環境出前講座の充実のための取組

平成 29 年度に修正内容を取りまとめた環境出前講座の教材制作や修正プログラムの検証を行うとともに、環境教育専門員の資質向上のためのレベルアップ研修会を開催した。

#### ⑤ 北東北三県新環境教育教材作成配布事業

小学校における環境教育の充実を図るため、平成 27 年度から北東北三県共同で小学 5 年生を対象に配布している環境教育教材（バインダー式教材及び啓発リーフレット）について県内全小学校に配布した。

#### ⑥ 環境活動推進事業

子どもたちが地域において主体的に行う環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、壁新聞の募集、こどもエコクラブ全国フェスティバルなどの情報提供及び実態調査を行った。

### (2) 令和元年度取組内容

#### ① 大学による環境教育モデル形成促進事業

環境保全活動や環境教育・環境学習の担い手となる若者を育成するため、大学と学生が主体となって体験型環境教育事業の企画運営モデル事業を実施することにより、大学による環境教育モデルの構築を促進する。

#### ② 地域における環境活動ネットワーク形成促進事業

地域の環境保全活動や環境教育を拡充していくため、環境団体、事業者、大学等とのネットワーク強化を目的としたシンポジウムを開催する。

③ 環境出前講座実施事業

環境教育専門員と県内3地区の環境NPO法人、県との協働により、今年度は県内の小学校で環境出前講座を100回実施する予定としている。

④ 北東北三県新環境教育教材作成配布事業

小学校における環境教育の充実を図るため、平成27年度から北東北三県共同で小学5年生を対象とした環境教育教材（バインダー式教材及び啓発リーフレット）を配布しており、今年度も県内全小学校に配布する。

⑤ 環境活動推進事業

子どもたちが地域において主体的に行う環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、壁新聞の募集、こどもエコクラブ全国フェスティバルなどの情報提供を行う。